

南三陸警察署からのお知らせ

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

地域課から マイナンバー通知カード送付開始！ 不審電話にご注意ください！

あなたの家に届くマイナンバー通知カードに関連して新たな手口の詐欺が発生するおそれがあるので注意してください。

これまでの詐欺の手口から予想されるのは、役場などの公的機関を名乗って、

「誤ってカードを送付してしまったので、番号を確認させてほしい。」

「一人暮らしですか？家族何人いますか？どこの銀行に口座を開いていますか？」

「マイナンバー通知カードを送付したので、手数料を〇〇〇円徴収に伺います。」

などと言って、現金の請求や番号、個人情報を聞き出そうとする電話がかかってくるかもしれません。

少しでも「変だな。」と思ったら詐欺の予兆電話を疑い、家族や役所、警察に相談してください。



交通課から ◇南三陸町の交通事故発生状況 (10月31日現在)

区分	人身事故発生件数	死亡事故		負傷者数			物件事故件数
		件数	人数	重傷	軽傷	計	
本年	12	0	0	0	18	18	198
前年	21	2	2	3	17	20	211
増減数	-9	-2	-2	-3	1	-2	-13
増減率	-42.9	-100.0	-100.0	-100.0	5.9	-100.0	-6.2

◇雪道の運転 冬の準備はお済みですか？

・冬の装備チェック

スタッドレスタイヤ・チェーン、スノーブラシ（雪かき棒）・解氷剤、スコップやロープ、ブースターケーブル

・車の点検項目

バッテリー・ウインドウォッシャー液、エンジンオイル・冷却液、スタッドレスタイヤ・ワイパーブレード

冬のシーズン到来に備え、万全の準備を図りましょう。



南三陸消防署からのお知らせ

問い合わせ 南三陸消防署 ☎46-2677
南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

年末年始の火災予防について

南三陸消防署では12月25日(金)から1月5日(火)まで、年末年始特別警戒を実施します。この時期は暖房器具を使用する機会が増え、空気が乾燥し火災が発生しやすい状態となっています。火災の原因の多くは、ちょっとした不注意から発生しています。お出かけ前やお休み前はもちろんのこと常日頃から火災予防に心掛け、火災のない年末年始を過ごしましょう。

住宅防火いのちを守る7つのポイント

－ 3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



悩むより かけて安心

緊急時以外の相談はこちらへ

9110



年末年始の窓口業務についてのお知らせ



役場町民税務課及び歌津総合支所の窓口は、12月29日(火)から1月3日(日)まで、年末年始の休業となりますが、12月29日(火)と30日(水)の2日間は本庁において窓口業務のみ開庁します。

12月の日曜開庁のご案内

◇日曜開庁日 12月6日(日)、13日(日)、20日(日)、27日(日)

年末開庁日 12月29日(火)、30日(水)

◇開庁時間 午前8時30分から午後5時15分

◇開庁場所 本庁町民税務課窓口

※出生・死亡・婚姻等の戸籍の届出は、休業中も本庁で受付します。

※平成28年の日曜開庁は1月10日(日)から開始します。

◇日曜開庁及び年末開庁で取り扱っている業務

- ①住民票抄本（個人の住民票）の交付
- ②住民票謄本（世帯全員の住民票）の交付
- ③印鑑証明書の交付（カードを持参してください）
- ④戸籍抄本（個人事項証明）の交付
- ⑤戸籍謄本（全部事項証明）の交付
- ⑥戸籍の附票の写しの交付
- ⑦納税証明書の交付
- ⑧所得証明書の交付
- ⑨課税（非課税）証明書の交付
- ⑩資産証明書の交付
- ⑪町税（介護保険料を含む）の納付

問い合わせ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

免除された国民年金保険料を追加で支払うことができます

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

- 1 追納を行う場合は、申し込みが必要です。追納の手続きは年金事務所で受け付けします。承認した場合には納付書を発行します。追納の場合は納付書での支払いとなり、口座振替並びにクレジット納付は利用できません。
- 2 追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。（例：平成27年4月分は平成37年4月末まで）
- 3 承認等をされた期間のうち、原則古い期間か

らの納付となります。

- 4 保険料の免除等を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

※追納額は免除の種類（全額・3/4・1/2免除等）により追納額が異なりますので、石巻年金事務所に問い合わせください。

〈次回の年金相談会〉

- ◇日時 平成28年1月13日(水)
午前10時から午後3時30分まで
- ◇場所 役場1階相談室
年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373